

境川水系河川整備基本方針

平成22年12月

神奈川県
東京都

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
ア. 災害の発生の防止又は軽減	3
イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	3
ウ. 河川環境の整備と保全	4
エ. 河川の維持管理	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	8
(参考図) 境川水系図	巻末

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

境川^{さかい}は、その源を神奈川県相模原市緑区の城山湖付近に発し、東京都と神奈川県の間県境を南流して町田市南端から神奈川県に入り、柏尾川^{かしお}などの支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹線流路延長約 52km、流域面積約 211km²の二級河川である。

その流域は、東京都、神奈川県^の1都1県にまたがり、町田市、相模原市、大和市、横浜市、藤沢市、鎌倉市の6市からなり、形状は南北に長く湾曲しており、上流域の幅が2～3km、下流域の幅が12km程度で、下流ほど広がっている。

境川流域の地形は、上流域は多摩丘陵と相模原台地に属しており東西の起伏に富み、柏尾川などの支川が合流する下流域は小起伏丘陵地及び河川の氾濫原に該当する扇状地性低地に属しており比較的平坦な地形となっている。また、境川は、もともとは相模川の流路の一部だったと考えられており、全体的に東から西に傾斜している。流域の地質は、境川本川流域の大半が武蔵野ローム層に、柏尾川流域の大半が多摩ローム層に覆われており、川沿いには沖積層が分布している。

流域の土地利用は、京浜地域に隣接しており、交通の利便性が高く、昭和30年代の高度経済成長期とともに急激に開発が進められ、昭和30年頃は流域の約14%にすぎなかった市街地は、平成14年には約68%まで増加している。また、東名高速道路、一般国道1号等の幹線道路網や、東海道新幹線、JR東海道線等の鉄道網が流域内に発達している。

気候は、暖流が流れる相模湾に面している影響により、比較的温暖で穏やかであり、夏季は降水量が多く、冬季は乾燥した晴れの日が多い。年平均気温は15℃前後であり、年降水量は上流の相模原付近で約1,800mmである。

水利用としては、約360haの耕地のかんがい^{かんがい}に利用されている。

湧水の豊富な上流域では、ホトケドジョウなどの魚類やサワガニなどの底生生物が生息しており、川沿いに細長く分布する樹林はヒヨドリやシジュウカラ、オナガなどの鳥類の生息地となっている。中流部の鶴野森から古淵あたりでは比較的まとまった

斜面林が分布しており、ヒヨドリなどの鳥類の生息地となっているほか、境川遊水地にはコガマ群落が見られ、タコノアシなどが分布している。流速のある平瀬にはサホコカゲロウなどの水生昆虫が生息している。下流の感潮域では、ボラやヒイラギなどの汽水・海水魚、アユやヌマチチブなどの回遊魚、繁殖するために河川と海を往復するモクズガニなどの甲殻類が見られる。

水質については、境川（全域）で環境基準河川D類型（BOD8mg/L以下）と定められており、かつては境川水系の多くの測定地点で達成していなかったが、平成16年度の大道橋を除いて平成14年度から達成している。

境川の河川名の由来は、1594(文禄3)年に行われた太閤検地の記録によれば「相武(相模と武蔵)の国界とし、境川と称す」とあり、これが境川と呼ばれるようになったゆえんといわれている。

境川沿いには、「サバ神社」と呼ばれる神社が多く建立されており、この地域独特の氏神となっており、現在でも神社の祭礼は、多くの人々でにぎわっている。

上流に多く残る河畔緑地や中流のまとまった自然が残る境川遊水地一帯では、散策や自然観察会などの活動が見られる。また、川沿いにサイクリングロードが整備されており、多くの人々が利用している。

流域における過去の水害としては、昭和41年6月の台風4号で約2,700haの農地・宅地が冠水し、被災家屋約8,600戸に及ぶ大きな被害が生じた。また、昭和57年9月の台風18号では、約220haの農地・宅地が冠水し、被災家屋約4,200戸に及んだ。その後も、幾度か浸水被害が生じており、近年では、平成16年10月の台風22号で、被災家屋約670戸に及ぶ水害が発生した。

境川の治水事業は、昭和13年6月の大出水を契機として、昭和21年に中小河川改修事業として着手し、築堤、掘削等を実施してきており、昭和54年度からは総合治水対策特定河川事業に着手し、改修工事を進めている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

境川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和 41、57 年、平成 16 年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全等を考慮し、社会、経済情勢との調和や首都圏整備計画等との調整を図り、かつ、下水道事業、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

ア. 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、境川流域では著しく市街化が進行し、また、人口過密地域であることを鑑み、流域での保水・遊水機能を適切に維持・確保する等の流域が一体となった総合的な浸水被害対策を下水道管理者、地方公共団体等関係機関、市民と連携し推進する。沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設の整備を行うとともに、自然環境や景観並びに河川利用に配慮しながら、河道整備を行い河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、内水被害の軽減対策についても、関係機関と連携を図りながら対策を進めていく。

あわせて、洪水による被害を極力抑えるため、ハザードマップ作成の支援、災害情報伝達体制の整備等により、洪水時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりのため、地域防災計画や土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や市民等と連携して推進する。

本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と連携して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用や良好な水環境の保全が図られるように努める。

渇水状況に関しては、関係者と情報交換を密に行い、渇水被害の軽減や河川水の維

持に努める。また、日常から流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

ウ. 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、都市域内の貴重な自然環境や多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めるとともに、関係機関と連携し流域に残された緑地を河川や遊水地と結ぶネットワークの形成を図り、自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

動植物の生息地・生育地の保全については、流域に残された自然環境と河川環境の生態的な繋がり的重要性も考慮しつつ、水域から陸域の連続性の確保など多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努める。なお、まとまった自然が残る境川遊水地一帯などでは、適切なゾーニングを行うことにより、自然の創出・保全に努める。

水質については、BODの環境基準（河川D類型：8mg/L以下）を概ね達成しているが、さらに良好な水質となるように流域全体で努めていく。突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っている。

エ. 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう地域住民や関係機関等と連携しながら適切に行うものとする。また、河川改修に伴い生じた旧川敷地については、親水緑地としての利用など、関係機関と協力して適切な活用を図っていく。

また、自然環境・水環境に関する情報を、河川整備や維持管理に反映させる。

さらに、河川に関する情報を市民に幅広く提供することにより、河川と市民との連携を積極的に図り、河川愛護思想の啓発と定着、市民の参加による河川管理の推進に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

境川流域の近年における出水の状況、流域の開発状況等を考慮し、降雨及び出水特性を調査検討した結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量は基準地点境川橋地点において 2,430 m³/s となる。この流量に対し、流域における雨水貯留浸透施設の設置等を考慮して、基本高水のピーク流量は同地点において 2,200 m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 1,100 m³/s を調節して、河道への配分流量を 1,100 m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m³/s)

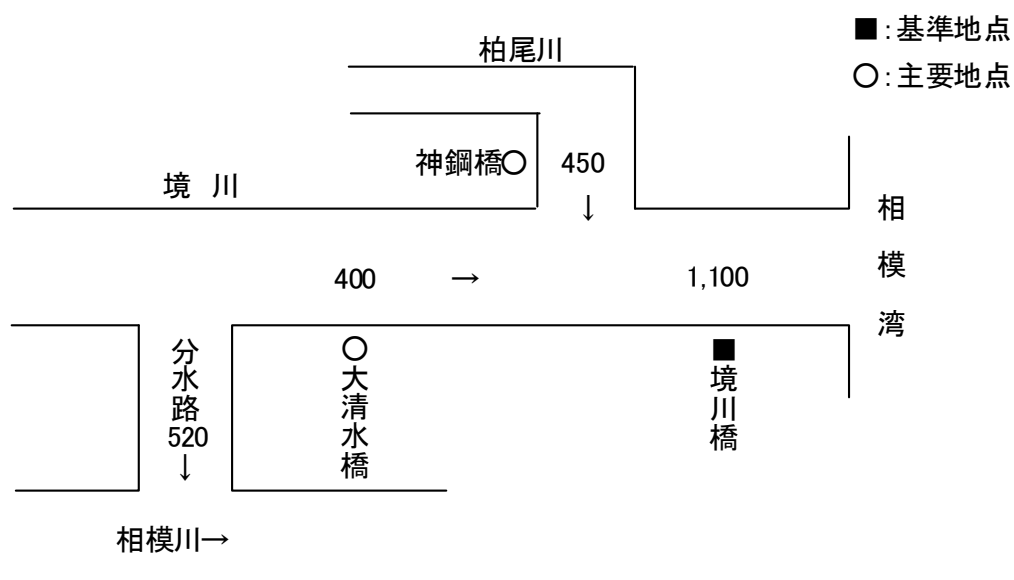
河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
境川	境川橋	2,200	1,100	1,100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

境川における計画高水流量は、大清水橋地点において $400 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、境川橋地点において $1,100 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。また、支川柏尾川については、神鋼橋地点において $450 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

境川計画高水流量図

(単位： m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川 幅 (m)
境 川	境川橋	河口から 2.40	+4.69	47
	大清水橋	河口から 6.90	+9.43	31.2
柏尾川	神鋼橋	合流点から 2.19	+7.28	39

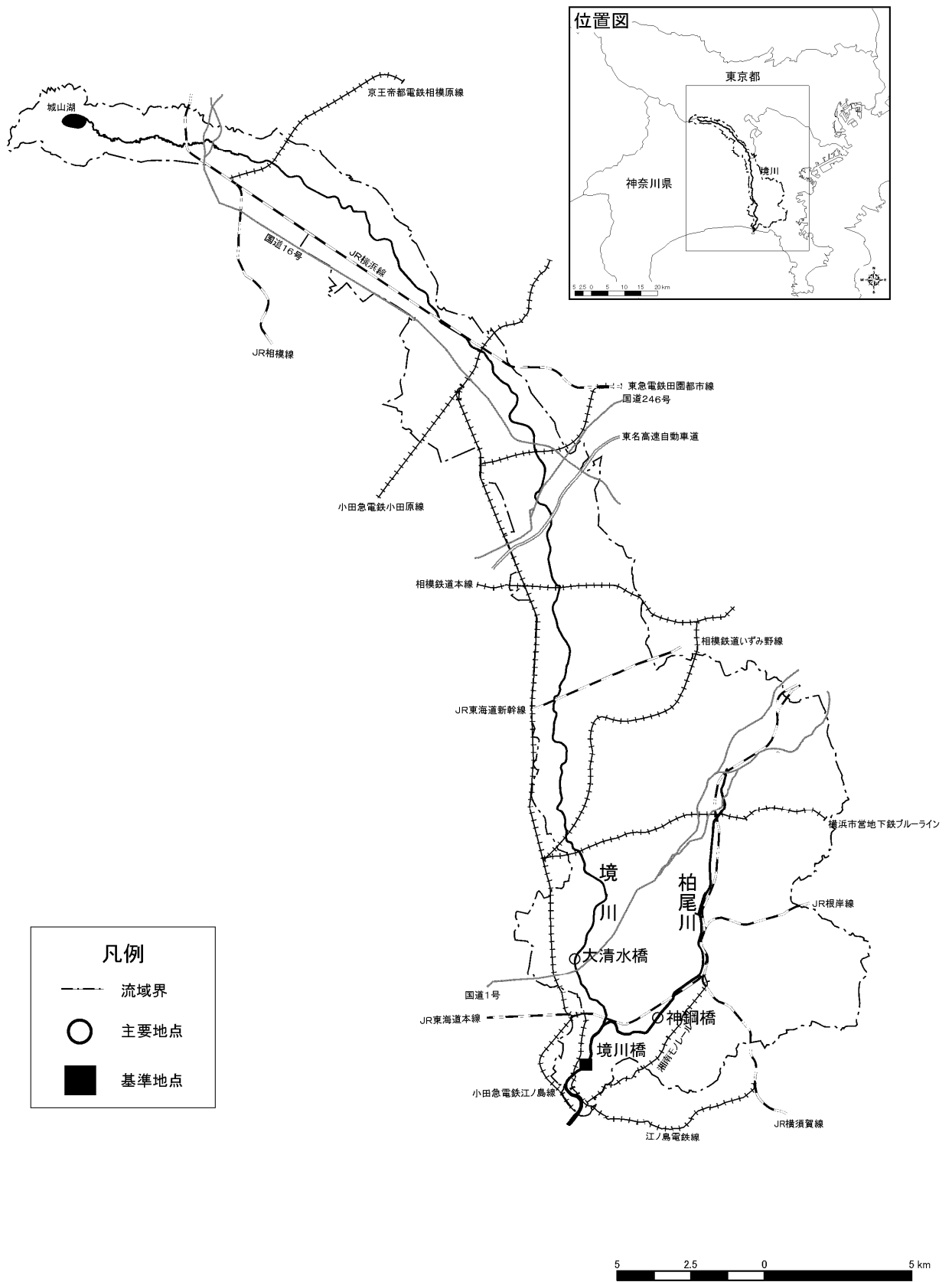
注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

境川本川の水利用としては、農業用水として約 360ha の耕地のかんがいにご利用されており、すべてが慣行水利権である。農業用取水等に大きな支障をきたすような渇水被害はこれまでに発生していない。

また、大清水橋地点における過去 12 年（平成 5～16 年）の平均渇水流量は約 4.3 m^3/s 、平均低水流量は約 4.9 m^3/s である。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、河川流況や農業用取水等の状況把握を行い、さらに検討を行ったうえで設定するものとする。



(参考図) 境川水系図